

長 建 協 発 第 209 号
平成 25 年 7 月 30 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

国土交通省における「公正・中立な第三者活用促進マニュアル」の
策定について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、国土交通省では、平成 22 年 7 月 26 日の建設工事標準請負契約約款の
改正を受けて、建設工事において、受発注者協議の円滑化を図るため、同契約約款
の規定に基づいて公正・中立な第三者が活用されるよう「公正・中立な第三者活
用促進マニュアル」を作成した旨、連絡がまいっておりますのでお知らせ申し
上げます。

なお、同マニュアルについては、国土交通省のホームページに掲載されてお
りますので必要に応じダウンロードの上、ご活用下さるようお願い申し上げます。

※国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000056.html